

定 款

社会福祉法人のぞみ福祉会

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人のぞみ福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県直方市大字永満寺字上ノ原 2978 番地の 2 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、これを支給しない。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とすることができる。

- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2、2978 番地 5、2985 番地、2979 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建「のぞみ園直方」の園舎 1 棟 (515.93 平方メートル)、鉄骨造スレートぶき平家建「グリーンハウス」1 棟 (118.41 平方メートル)、福岡県直方市大字永満寺 2976 番地、2974 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 1 号館」1 棟 (163.53 平方メートル)、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 2・3 号館」1 棟 (298.12 平方メートル)

(2) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2 所在の「のぞみ園直方」敷地 (1,222.13 平方メートル)

(3) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 5 所在の「のぞみ園直方」敷地 (69.48 平方メートル)

- (4) 福岡県直方市大字永満寺 2979 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (376.00 平方メートル)
- (5) 福岡県直方市大字永満寺 2985 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (370.00 平方メートル)
- (6) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 6 所在の「のぞみ園直方」敷地 (105.00 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、直方市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、直方市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人の事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、直方市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を直方市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	赤	星	月	人
理 事	坂	口	勝	彌
	〃	舌	間	信 夫
	〃	赤	星	登志子
	〃	大	森	考 人
	〃	中	岡	聡 幸
監 事	大	野	孝	子
	〃	進		秀 美

附 則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会(以下「法人」という。)の定款第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り旅費交通費を支給する。ただし、交通費の実費が別表 1 の旅費交通費額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額(旅費交通費として)
日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・理事長 年間報酬額 5百万円を上限とする。
- ・常務理事 年間報酬額 5百万円を上限とする。

社会福祉法人のぞみ福祉会

令和元年度 事業実績報告書

【生活介護事業】（定員 生活介護Ⅰ 20名 生活介護Ⅱ 20名）

生活介護事業は、陶芸班、軽作業班、カリブの3班に分かれ、利用者一人ひとりの特性やペースに合わせて作業や活動に取り組みました。また、利用者が落ち着いて過ごせる環境作りを最優先とし、情緒の安定に努めながら、技術の向上や体力の維持を図りました。

陶 芸 … 陶芸作品作り(器、皿、湯呑、箸置き、季節商品等)

軽作業 … 自主製品作り(布巾、ヘアゴム、プレスレット、のぞみ箸等)、委託作業(割り箸の袋詰め)

カリブ … レクリエーション、運動、創作活動、お菓子作り等

行 事 … バスハイク、3施設合同運動会、季節行事(花見、七夕、紅葉狩り、クリスマス会、もちつき、節分)等

販 売 … 遠賀川わくわく夢フェスタ出店、イオンモール直方合同販売会出店

農産物直売所アグリ、和白苑(和っしょい)、トライ、道の駅香春わぎえの里での常設販売

【短期入所事業】（定員 4名 単独型短期入所）

短期入所事業は、継続的に利用されている当園の利用者を中心に受け入れました。生活介護とグループホームの職員配置を優先させる為、前年度に引き続き稼働日を調整しました。新規利用者の受け入れはありませんでした。

【日中一時支援事業】（定員 3名 直方市、北九州市、福智町、糸田町より委託）

日中一時支援事業は、前年度と同じく北九州視覚特別支援学校在校生1名が長期休み中に利用されました。

【障害児・者計画相談支援事業】

障害児・者計画相談支援事業は、利用者のニーズを反映させた計画作成を行いました。

【共同生活援助事業】（定員 18名 男性棟 6名×2棟 女性棟 6名）

前年度3月に新規に入居者2名を受け入れ、入居者数は15名となりました。人数増加等に伴う新たな運営上の課題に取り組みながら、入居者が落ち着いて過ごせる生活空間を維持し、身辺自立への支援も行いました。

令和元年度 社会福祉法人のぞみ福祉会行事等実績報告

年 月	行 事	安全衛生	健康管理	生活余暇	研 修・出 張	その他
R 1 4	18 誕生会	9 消防署立入検査(グリーンハウス) 17 消防設備点検 26 大掃除	5 3B 体操 16 嘱託医検診 16 健康診断 19 3B 体操	9 クラブ活動 23 クラブ活動		12 職員会議 19 見学者 1名
5	16 誕生会 24 バスハイク (いのちの旅博物館、イオンモール八幡東)	20 浄化槽清掃 31 大掃除	14 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動		15 見学者 2名(桑の実工房) 16 清掃活動 17 職員会議 25 職員会議 27 グループホーム見学1名
6	20 誕生会	28 大掃除	7 3B 体操 12 嘱託医検診 21 3B 体操	11 クラブ活動 25 クラブ活動		18 清掃活動 24～28 介護等体験(野口) 28 職員会議
7	4 七夕行事 18 誕生会	16 防災訓練 26 大掃除	5 3B 体操 9 嘱託医検診 19 3B 体操	9 クラブ活動 23 クラブ活動	1 集団指導(グループホーム)(中岡) 2 集団指導(生活介護)(園長)	8～12 介護等体験(高尾) 22～26 介護等体験(千々岩) 25 小池特別先生見学(3名) 26 職員会議 29 築城特別先生見学(2名) 30 小倉北特別先生見学(2名) 31 北九州視覚先生見学(2名)
8	1 のぞみ園直方開園21周年 8 誕生会	9 大掃除	2 3B 体操 6 嘱託医検診 16 3B 体操	6 クラブ活動 20 クラブ活動		7 福岡県実地指導 19～23 介護等体験(永井) 23 職員会議
9	2～27 保護者面談 19 誕生会	17 救急講習 27 大掃除	6 3B 体操 10 嘱託医検診 20 3B 体操	10 クラブ活動 24 クラブ活動	19～20 九州地区知的関係施設長 研究大会(園長、事務長)	2～6 介護等体験(北村) 9～13 介護等体験(谷川) 27 職員会議
10	17 誕生会 18 三施設合同運動会	1 消防設備点検 16 夜間防災訓練 24 大掃除	4 3B 体操 8 嘱託医検診	8 クラブ活動	3 安全運転管理者研修(園長) 10～11 相談支援従事者初任者研修(木村)	7～11 介護等体験(西村) 11 職員会議 22～26 介護等体験(辻野)
11	3 わくわく夢フェスタ 21 誕生会 26 紅葉狩り	11 ガス器具点検 22 大掃除	1 3B 体操 12 嘱託医検診 15 3B 体操	5 クラブ活動 19 クラブ活動	14 相談支援従事者初任者研修 (木村)	5 筑豊高校インターアクト部(先生、生徒)見学 5～13 八幡実習(田中) 7～15 八幡実習(小林) 12～22 八幡実習(亀川) 22 職員会議
12	12 誕生会 14 もちつき 24 忘年会 27 仕事納め	27 大掃除	6 3B 体操 10 嘱託医検診 20 3B 体操	10 クラブ活動		6 職員会議 14 直方中央ロータリークラブ来園 18 名 19 清掃活動
R 2 1	6 仕事始め 新年行事(初詣) 23 誕生会	24 大掃除	8 嘱託医検診 17 3B 体操	7 クラブ活動 21 クラブ活動	15～16 サービス管理責任者研修 (木村)	10 八幡特別保護者見学2名 20 見学者 3名 21 見学者2名 24 職員会議
2	4 節分行事 20 誕生会	28 大掃除	4 嘱託医検診 7 3B 体操 21 3B 体操	25 クラブ活動	25 会計セミナー(中岡)	3～7 介護等体験(高橋) 22 イオン直方販売会出店 28 職員会議
3	3～27 保護者面談 13 そば打ち体験 19 誕生会 24 花見	11 防災訓練 (本館、G ホーム) 30 大掃除	18 嘱託医検診	10 クラブ活動		19 清掃活動 27 職員会議

財 産 目 録
令和 2年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金		-		-	-	63,666
施設普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	3,176,608
	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	10,077,204
	福岡中央銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	5,000,000
授産普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	159,737
			小計			18,477,215
事業未収金	生活介護支援費等	-		-	-	21,289,175
			流動資産合計			39,766,390
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地(基本財産)	2978番地2	-	障害福祉サービス事業	12,465,726	0	12,465,726
	2978番地5	-	障害福祉サービス事業	670,622	0	670,622
	2979番地、2985番地	-	障害福祉サービス事業	10,000,000	0	10,000,000
	2978番地6	-	障害福祉サービス事業	460,341	0	460,341
			小計			23,596,689
建物(基本財産)	のぞみ園直方園舎	平成10年度	生活介護事業	69,522,395	36,693,926	32,828,469
	作業訓練棟	平成14年度	生活介護事業	13,511,053	7,445,950	6,065,103
	生活介護訓練棟(グリーンハウス)	平成20年度	生活介護事業、短期入所事業	22,116,310	7,961,880	14,154,430
	グループホームのぞみ 1号館	平成28年度	共同生活援助事業	31,953,000	5,266,920	26,686,080
	グループホームのぞみ 2・3号館	平成28年度	共同生活援助事業	47,469,000	7,824,474	39,644,526
			小計			119,378,608
			基本財産合計			142,975,297
(2) その他の固定資産						
建物	電炉室、浄化槽等	-	障害福祉サービス事業	9,758,300	8,416,235	1,342,065
構築物	擁壁	-	障害福祉サービス事業	12,024,600	6,991,684	5,032,916
車輛運搬具	トヨタ ハイエース	-	利用者送迎	3,500,000	3,499,999	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎	3,000,000	2,999,999	1
	トヨタ ハイエース	-	利用者送迎	3,854,810	3,854,809	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎	2,303,940	2,303,939	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎	2,900,000	2,610,000	290,000
			小計			290,004
器具及び備品	空調機等	-	障害福祉サービス事業	17,295,894	15,174,106	2,121,788
権利	電話権利	-	障害福祉サービス事業	152,880	0	152,880
			その他の固定資産合計			8,939,653
			固定資産合計			151,914,950
			資産合計			191,681,340
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	給食委託費等	-	-	-	-	2,605,905
1年以内返済予定設備資金借入金	グループホーム建設資金	-	-	-	-	3,600,000
職員預り金	社会保険料等	-	-	-	-	708,899
賞与引当金		-		-	-	3,000,000
			流動負債合計			9,914,804
2 固定負債						
設備資金借入金	グループホーム建設資金等	-	-	-	-	55,300,000
			固定負債合計			55,300,000
			負債合計			65,214,804
			差引純資産			126,466,536

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

法人單位貸借對照表

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

令和 2年 3月31日 現在

(単位：円)

[illegible]

脚注

1. 減価償却費の累計額 112,330,171円

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

のぞみ園直方 拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「生活介護事業」

「短期入所事業」

「相談支援センターのぞみ」 「共同生活援助事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	125,948,958	0	6,570,350	119,378,608
土地	23,596,689	0	0	23,596,689
合 計	149,545,647	0	6,570,350	142,975,297

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金取崩し額 2,413,368円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

基本財産(建物)	66,330,606 円
基本財産(土地)	0 円

計	66,330,606 円
---	--------------

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	58,900,000 円
----------------------	--------------

計	58,900,000 円
---	--------------

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	184,571,758	65,193,150	119,378,608
土地(基本財産)	23,596,689	0	23,596,689
建物	9,758,300	8,416,235	1,342,065
構築物	12,024,600	6,991,684	5,032,916
車両運搬具	15,558,750	15,268,746	290,004
器具及び備品	17,295,894	15,174,106	2,121,788
その他の固定資産(無形)	1,439,130	1,286,250	152,880
合 計	264,245,121	112,330,171	151,914,950

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし	0	0	0
合 計	0	0	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合 計	0	0	0

1 2． 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
該当なし			0						0		0

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 3． 重要な偶発債務

該当なし

1 4． 重要な後発事象

該当なし

1 5． その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）	
法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

法人単位事業活動計算書

自 平成 31年 4月 1日 ～ 至 令和 2年 3月31日 (単位：円)

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	就労支援事業収益	1,234,960	1,116,632	118,328
		障害福祉サービス等事業収益	124,212,010	103,763,254	20,448,756
		退職共済事業収益	0	0	0
		経常経費寄附金収益	10,000	0	10,000
		その他の収益	0	0	0
		サービス活動収益計(1)	125,456,970	104,879,886	20,577,084
	費用	人件費	86,834,856	77,673,732	9,161,124
		事業費	11,418,186	10,483,970	934,216
		事務費	10,992,730	10,530,078	462,652
		就労支援事業費用	1,339,877	1,155,730	184,147
		退職共済事業費用	0	0	0
		利用者負担軽減額	0	0	0
		減価償却費	8,265,996	8,285,061	-19,065
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,413,368	-2,413,368	0
徴収不能額		0	0	0	
徴収不能引当金繰入		0	0	0	
その他の費用	0	0	0		
サービス活動費用計(2)		116,438,277	105,715,203	10,723,074	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		9,018,693	-835,317	9,854,010	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	0	0	0
		受取利息配当金収益	95	46	49
		有価証券評価益	0	0	0
		有価証券売却益	0	0	0
		基本財産評価益	0	0	0
		投資有価証券評価益	0	0	0
		投資有価証券売却益	0	0	0
		積立資産評価益	0	0	0
		その他のサービス活動外収益	1,155,870	950,220	205,650
	サービス活動外収益計(4)		1,155,965	950,266	205,699
	費用	支払利息	610,429	641,565	-31,136
		有価証券評価損	0	0	0
		有価証券売却損	0	0	0
		基本財産評価損	0	0	0
投資有価証券評価損		0	0	0	
投資有価証券売却損		0	0	0	
積立資産評価損		0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0		
サービス活動外費用計(5)		610,429	641,565	-31,136	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		545,536	308,701	236,835	
経常			9,564,229	-526,616	10,090,845
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	0	0
		施設整備等寄附金収益	0	0	0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
		固定資産受贈額	0	0	0
		固定資産売却益	0	0	0
		サービス区分間繰入金収入	0	0	0
		その他の特別収益	0	0	0
		特別収益計(8)	0	0	0
	費用	基本金組入額	0	0	0
		資産評価損	0	0	0
		固定資産売却損・処分損	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0
		災害損失	0	0	0
サービス区分間繰入金支出		0	0	0	
その他の特別損失		0	0	0	
特別費用計(9)		0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	0	0	
当期			9,564,229	-526,616	10,090,845
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	44,255,596	44,782,212	-526,616
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	53,819,825	44,255,596	9,564,229
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
		その他の積立金積立額(16)	0	0	0
		次期活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	53,819,825	44,255,596	9,564,229

第一号第一様式（第十七条第四項関係）	
法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

自 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 至 令和 2 年 3 月 31 日

(単位：円)

[illegible]

処遇改善加算・特定処遇改善加算

処遇改善 ＝ 給料アップ

【処遇改善加算】

- ・平成 24 年度から導入
- ・生活介護事業、共同生活援助事業の生活支援員が対象 ※サビ管を除く
- ・毎月の基本給、資格手当、シフト勤務手当、運転手当に含んでいる

【特定処遇改善加算】

- ・令和 2 年度から導入
- ・生活介護事業、共同生活援助事業のサビ管、生活支援員を A, B, C の 3 グループに分け、
A, B グループに該当する職員が支給対象
- ・年 2 回賞与と合わせて支給
- ・支給額は、特定処遇改善加算額により決定。加算額の合計を該当職員に分配する。

<A グループ>

- ・10 年以上勤続の有資格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、サビ管)

<B グループ>

- ・3 年以上勤続している有資格者又は生活支援員

<C グループ>

- ・その他の生活支援員

※加算の総額を A : B = 2 : 1 (1 人当たり)の割合になるように分配

※毎年度 4 月 1 日時点の勤続年数を基準とする

のぞみ福祉会理事名簿

2019/6/1現在

役職名	氏 名	住 所	電 話 番 号	生 年 月 日	職 業	現就任年月日	任 期
理事長	中 岡 聡 幸					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
理事	小 宮 猛 義					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
理事	小 宮 洋 祐					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
理事	奥 平 卓 也					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
理事	中 岡 悦 子					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
理事	園 田 泰 弘					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで

監事	進 秀 美					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで
監事	村 田 正 志					令和1.6.1	令和3年定時評議員会の終結時まで

のぞみ福祉会評議員名簿

2019/6/1現在

役職名	氏 名	住 所	電 話 番 号	生 年 月 日	職 業	現就任年月日	任 期
評議員	大 野 孝 子					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	大 村 孝 子					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	高 島 綾 子					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	沼 口 哲 也					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	塚 田 善 行					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	武 居 幸 子					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
評議員	吉 田 千 春					平成30.3.10	令和5年定時評議員会の終結時まで

のぞみ福祉会評議員選任・解任委員会名簿

2019/6/1現在

役職名	氏 名	住 所	電 話 番 号	生 年 月 日	職 業	現就任年月日	任 期
外部委員	水町 義信					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
監事	進 秀 美					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで
事務局員	中岡 佑太郎					平成29.4.1	令和5年定時評議員会の終結時まで